

2020年（令和2年）10月26日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会
会長 金井 恵里可

行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する審査請求について（答申）

2020年（令和2年）3月30日付けで諮問された、「①2020年2月20日（木）、21日（金）、25日（火）の奥田三角公園の木々の伐採に至る経緯と決定過程を示した行政文書②2017年4月以降提出された「公園内防犯」「公園内照明」「木々の伐採要請」「マンションの建設と公園の関係」に関する陳情書類」の行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「①2020年2月20日（木）、21日（金）、25日（火）の奥田三角公園の木々の伐採に至る経緯と決定過程を示した行政文書②2017年4月以降提出された「公園内防犯」「公園内照明」「木々の伐採要請」「マンションの建設と公園の関係」に関する陳情書類」の行政文書公開請求に対し、藤沢市長（以下「実施機関」という。）が2020年（令和2年）3月13日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分については、条例第6条第1号に該当するとして非公開とした部分のうち、別表に掲げる部分は公開すべきである。

2 事実

- （1） 審査請求人は、2020年（令和2年）2月28日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「①2020年2月20日（木）、21日（金）、25日（火）の奥田三角公園の木々の伐採に至る経緯と決定過程を示した行政文書②2017年4月以降提出された「公園内防犯」「公園内照明」「木々の伐採要請」「マンションの建設と公園の関係」に関する陳情書類」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (2) 実施機関は、審査請求人に対し同年3月13日付けで、行政文書公開一部承諾決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、行政文書公開一部承諾決定通知書に次のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

〈公開することができない部分1〉

2020年2月20日（木）、21日（金）、25日（火）の奥田三角公園の木々の伐採に至る経緯と決定過程を示した行政文書

〈公開することができない理由1〉

公園の維持管理は主に年間管理業務委託で執行しており、剪定や伐採を行う各公園個別の樹木の選定は、主に受託業者と市の担当で現場確認のうえ、担当管理職に確認を取り決定していることから、請求に係る行政文書は作成しておらず不存在であるため。

〈公開することができない部分2〉

相談要望取次処理表中の「要望者名住所」「電話番号」「要望者」「性別」「連絡先」「住所」「その他属性」欄の記載

〈公開することができない理由2〉

個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる、若しくは識別され得ることから、条例第6条第1号に該当するため。

- (3) 審査請求人は、同月18日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消すよう求める審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、同月30日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すよう求めるものである。

- (2) 本件審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、本件審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 「ID940」については、自治会役員の陳情であることが明白でありますので、黒塗り部分が「自治会」名、「自治会長」名となっているか否か公開願いたい。理由は自治会の機関決定として陳情を行ったものではなく、自治会役員でありながら所定の手続きを踏まず勝手に陳情し、その後公園課と連絡を取った旨の報告はしたものの、顛末は未報告で本人を問い詰められない

状態です。

イ 本来、「自治会役員」としての陳情ならば、個人としての「照明」に関する陳情が公園課の受付台帳にあらうはずがないと考えています。また、陳情を機関決定し、その回答を担当部署より受け取ったならば役員全員で情報共有すべきものと考えます。しかし、今回の場合、自治会役員（例え個人名であっても）としての陳情結果を陳情者本人より知ることができないケースですので、組織としての陳情結果を、自治会役員は知る権利があると思います。

4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書によると、実施機関の主張は、次のとおりである。

(1) 本件処分を行った理由

個人に関する情報を非公開情報とする条例第6条第1号は、基本的人権の一つである個人の尊厳を守るものであり、一般的には「プライバシー」の保護を図るものとして、個人に関する情報の公開を制限することをその趣旨としており、具体には、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報を非公開情報としている。

これを本件請求に係る対象文書についてみるに、当該文書中の「要望者」「性別」「連絡先」「住所」は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため、条例第6条第1号に該当し、非公開としたものである。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張等に基づき審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求は、「①2020年2月20日（木）、21日（金）、25日（火）の奥田三角公園の木々の伐採に至る経緯と決定過程を示した行政文書②2017年4月以降提出された「公園内防犯」「公園内照明」「木々の伐採要請」「マンションの建設と公園の関係」に関する陳情書類」に係る行政文書の公開を求めるというものである。

(2) 本件処分について

実施機関は、2事実（2）に記載の理由により本件処分を行った。

(3) 本件審査請求について

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すよう求めるものである。

(4) 条例第6条第1号の該当性について

条例第6条第1号により、非公開となる情報は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとされる。

当審査会は、本件請求に係る行政文書である「相談要望取次処理表」において、実施機関が条例第6条第1号に該当するとして非公開とした各項目について、以下のとおり個別に審査した。

なお、特定の個人が識別され得る情報の判断は、本市の条例解釈運用基準に基づき、氏名、住所等その情報から直接的に特定の個人が識別されるものに加え、他の情報と照合することにより間接的に特定の個人が識別され得るもの、または氏名、住所等を部分公開の趣旨で削除したとしても、それ以外の部分の情報から特定の個人が識別され得るものであるかを基本とする。

ア 「No. 84」「No. 85」「No. 92」の「要望者名住所」及び「電話番号」の欄に記載された情報は、個人の氏または氏名と電話番号であり、いずれも特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであることに疑いはなく、非公開とするのが妥当と判断する。

イ 「No. 198」の「要望者名住所」欄に記載された情報は、個人の氏名または住所ではなく、要望をした者が、とある団体に所属している事実の情報であり、それ自体特定の個人を識別できる情報ではなく、他の情報と照合しても特定の個人が識別され得るものとは認められない。

ウ 「ID407」「ID408」の「要望者」欄及び「ID407」「ID408」「ID940」の「性別」「連絡先」の欄に記載された情報は、個人の氏、性別または電話番号であり、アと同様に判断する。

エ 「ID407」の「その他属性」欄に記載された情報は、要望者の居所に関する情報であり、アと同様に判断する。

オ 「ID408」の「その他属性」欄及び「ID940」の「住所」欄に記載された情報は、要望者の居所に関する情報であるものの、抽象的な表現に止まり、イと同様に判断する。

カ 「ID940」の「要望者」欄には、要望者の所属する団体に関する情報と個人の氏が記載されており、団体に関する情報の一部と個人の氏については、アと同様に判断するが、当該欄の1文字目から9文字目までについては、イと同様に判断する。

なお、当審査会では、団体に関する情報について、条例第6条第2号の法

人等に関する情報に該当するか否かの検討も合わせて行った。当該団体が、本件請求の対象となっている行政文書に記載された内容を本市に要望した事実は、これを公開することにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とは認められず、条例第6条第2号にも該当しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 表（実施機関が非公開とした部分のうち，公開が妥当とする部分）

なお，文字数は，当該欄の左から数えたものである。

No. 198	「要望者名住所」欄
ID 408	「その他属性」欄
ID 940	「要望者」欄の1文字目から9文字目まで
ID 940	「住所」欄

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2020. 2. 28	行政文書公開請求受付
3. 13	行政文書公開一部承諾決定処分
3. 18	行政文書公開一部承諾決定処分に対する審査請求書受理
3. 30	実施機関から審査会へ諮問書の提出
4. 17	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
4. 24	審査会から審査請求人へ非公開理由説明書の写しの送付
5. 21	審査請求人から審査会へ意見書の提出
10. 1	審議
10. 26	答申

第18期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2020年2月1日～2022年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
◎ 金井 恵里可	文教大学国際学部教授
○ 青木 孝	弁護士
河合 秀樹	弁護士
田中 則仁	神奈川大学経営学部国際経営学科教授
中嶋 慶子	弁護士

◎会長 ○職務代理者